

# 山陽小野田市公募型プロポーザル方式による「山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業」業務受託業者の選定実施要領

## 1 趣旨

この要領は、山陽小野田観光協会（以下「当協会」という。）のホームページを魅力的なサイトとし、市内外の誘客促進を図るために、効果的な情報発信を行うこととともに、ホームページへの掲載について会員にメリットを見出ししてもらい、会員の増員及び協会の組織強化に繋げるを目的とした山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業に係る業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル方式により選定することについて、山陽小野田市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン（平成18年9月4日制定。以下「ガイドライン」という。）の規定を準用し、具体的な実施方法について必要な事項を定めるものとする。

## 2 受託業務の概要

### (1) 業務名

山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業

### (2) 業務内容

山陽小野田観光協会ホームページの現状を踏まえ、CMSの導入構築、トップページ、メニューページ等のデザイン及びテンプレートの設計・制作、サイト構成設計、運用ガイドラインの作成、操作研修の実施等のリニューアルに伴う総合的なコンサルティングを行うものである。

詳細については「山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業業務委託仕様書」のとおり。

### (3) 契約期間

契約締結日（令和4年3月下旬を予定）から令和4年8月31日まで

### (4) 費用の上限額

ア 導入費用 1,800千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 保守費用 400千円（光熱水費と通信費を除く5年間（60か月）の費用とし、消費税及び地方消費税を含む。）

※上記の上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の予算規模を示すものである。また、企画提案書とともに提出する見積書に記載する金額は、上記の上限額を超えてはならない。

(5) 予算措置の状況

山陽小野田観光協会 令和3年度予算  
事業費 6 観光協会組織強化事業

(6) 委託者

山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
山陽小野田観光協会 会長 永山 純一郎

(7) 担当部署

山陽小野田観光協会 事務局(山陽小野田市企画部シティセールス課内)  
担当者 渋谷  
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号  
Tel : 0836-82-1313 (直通) Fax : 0836-82-1313  
E-mail : [kankou@city.sanyo-onoda.lg.jp](mailto:kankou@city.sanyo-onoda.lg.jp)

### 3 公募型プロポーザル方式を採用する理由と期待される効果

山口県が推進する山口維新プランにおける「産業維新」「大交流維新」「生活維新」のうち、観光において「大交流維新」の実現を図るべく、山陽小野田観光協会として「交流」「発信」「経済効果」を重視し、取組を進めている。

このたびは、その中でも「発信」に着眼し、コロナ禍である今だからこそ、アフターコロナに向けて本市の魅力を広く効果的に情報発信できるよう当協会のホームページをリニューアルする。

本業務は、ユーザーの視点に立った質の高い新サイトを構築するため、高度な専門的知識や豊かな経験が求められる。

よって、受託者については、委託金額のみならず、相応の専門性や創意工夫、業務遂行能力等、業者の総合的能力を審査し、当協会にとって最も良い契約の相手方を選定する必要がある。

こうしたことから、本業務は、山陽小野田市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン(平成18年9月4日制定)3対象業務の(4)その他プロ

ポーザル方式等を準用し、執行することが適当と認められる業務に該当する。

また、本業務の受託者の選定については、実績のある業者から幅広く提案を求めることが有益であることから、業務内容等をあらかじめ公示した上で提案者を募り、その中から最も適当であると認められる者を契約の相手方として選定する「公募型プロポーザル方式」を採用することで、本業務を適切かつ効果的に遂行することができるものと期待される。

#### 4 選定方法

公募型プロポーザル方式

#### 5 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加希望業者」という。）は、次の全ての要件を満たしている者であること。

なお、契約締結時において再度要件確認を行うこととする。

- (1) 参加表明書提出時において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書提出時において、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の申立てを受けていないこと、若しくは自ら申立てを行っていないこと、又はこれらの手続を行っていないこと。
- (3) 参加表明書提出時において、山陽小野田市から指名停止の措置を受けていないこと、又は受けることが明らかでないこと。
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) ホームページの制作実績があり、コンテンツ・マネジメント・システム（CMS）の開発、カスタマイズ及びデータベース整備の経験を持っていること。

- (6) CMSの保守・管理（バージョンアップ、バックアップ、セキュリティ対策等を含む。）実績があること。
- (7) 事業所の所在地については制限しないが、新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮し、契約期間中において当協会との連絡調整を迅速かつ適切に行うことができる体制があること。

## 6 審査委員会について

別に定める「山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業プロポーザル審査委員会設置要綱」のとおり

## 7 対象業務のスケジュール及び事務手続

### (1) 対象業務のスケジュール

契約締結日	令和4年3月下旬（予定）
構築期間	契約締結日から令和4年8月31日まで
成果品の納品	令和4年9月上旬（予定）
新サイトの保守	令和9年8月31日まで

なお、スケジュールは協議により変更することがある。

### (2) 事務手続

#### ア 質問について

本業務に関し質問がある参加希望業者は、令和4年2月7日（月）午後5時までに、FAX又は電子メールにより質問書（様式第1号）を用いて行うものとする。その際、必ず2(7)の担当部署に電話し、質問書が届いていることを確認すること。

これに対する回答は、令和4年2月10日（木）までに山陽小野田観光協会ホームページにより公開するものとする。

#### イ 参加表明書等の提出について

参加希望業者は、令和4年2月16日（水）午後5時までに、9で定めるところにより参加表明書等を提出するものとする。

#### ウ 参加表明書等の審査（一次審査）について

参加希望業者が5者を超えるときは、11(1)で定めるところにより

審査を受けるものとする。

エ 企画提案書等の提出について

参加希望業者は、令和4年3月11日（金）午後5時までに、10で定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

オ 企画提案書等の審査（二次審査）について

参加希望業者は、11(2)で定めるところにより審査を受けるものとする。

## 8 交付資料

(1) 公募型プロポーザル方式による「山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業」業務受託業者の選定実施要領（※この書類）

- ・ 質問書（様式第1号）
- ・ 参加表明書（様式第2号）
- ・ ホームページ作成及びCMS保守・管理業務実績報告書（様式第3号）
- ・ 業務実施体制調書（様式第4号）
- ・ 見積書（様式第5号）

(2) 山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業業務委託仕様書

(3) CMS機能要件一覧表

## 9 参加表明書等の提出について

(1) 提出期間

令和4年1月31日（月）から令和4年2月16日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類とその記載要領

ア 参加表明書（様式第2号）

住所、商号又は名称、代表者及び担当部署連絡先を記入すること。

イ ホームページ作成及びCMS保守・管理業務実績報告書（様式第3号）

ホームページ作成及びCMS保守・管理を一括して請け負った業務の実績を過去5年以内のもので最大20業務まで記載すること。記載順は、履行期間及び契約金額に関係なく、業務内容が優れているものからとす

ること。

なお、業務を請け負ったことが確認できる書類を添付すること。

ウ 業務実施体制調書（様式第4号）

総括責任者1名を定め、本業務に従事予定の全員について、その所属、役職、これまでに従事した業務・経験年数・資格、担当する業務内容を記入すること。

なお、企画提案書等の提出時点又は業務開始時点で、提案内容や事情により担当者が変更になっても差し支えない。ただし、総括責任者については原則、変更を認めない。

エ 団体の概要等を示す書類

- ・団体概要書（様式任意、パンフレット等でも可）
- ・定款
- ・登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書をいう。提出日前3か月以内に発行されたもの。複写可）
- ・直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（複写可）

(3) 提出部数

9(2)アは正本1部

9(2)イ、ウ、エは正本1部、副本11部（複写可） 計12部

※ただし、「エ 団体の概要等を示す書類」のうち、団体概要書を除く書類は正本1部のみを提出すること。

(4) 提出場所

2(7)の担当部署

(5) 提出方法

提出期間内に必ず担当部署に郵送し、又は持参すること。

なお、郵送により提出する場合は簡易書留とし、封筒の表面に「山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業」と朱書きの上、提出期間内に必着のこと。

## 10 企画提案書等の提出について

### (1) 提出期間

令和4年1月31日（月）から令和4年3月11日（金）午後5時まで  
（必着）

### (2) 提出書類とその記載要領

#### ア 企画提案書（様式任意）

2(2)の業務内容について、具体的な提案を詳細に記載すること。

書類の大きさは原則としてA4判とし、これにより見づらくなる場合にはA3判を折りたたんで使用することができる。

#### イ 業務工程表（様式任意）

2(2)の業務内容について、本業務を遂行するための具体的なスケジュールを詳細に記載すること。

書類の大きさは原則としてA4判とし、これにより見づらくなる場合にはA3判を折りたたんで使用することができる。

#### ウ 見積書（様式第5号）

住所、商号又は名称、代表者、担当部署連絡先及び消費税等を含む見積価格を記入すること。

また、算定した見積価格の内訳を、任意様式により提出すること。

#### エ 新サイトのデザイン案（様式任意）

### (3) 提出部数

正本1部、副本11部（複写可） 計12部

### (4) 提出場所

2(7)の担当部署

### (5) 提出方法

提出期間内に必ず担当部署に郵送し、又は持参すること。

なお、郵送により提出する場合は簡易書留とし、封筒の表面に「山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業」と朱書きの上、提出期間内に必着のこと。

### (6) 企画提案書及び関連資料の作成にかかる費用は、参加希望業者の負担とする。

## 1 1 受託候補者の選定

### (1) 一次審査（書類選考）

参加希望業者から提出された9(2)に掲げる書類を審査し、5者程度を選考する。ただし、参加希望業者の総数が5者以下であるときは、一次審査は実施せず、二次審査から開始する。

一次審査（書類選考）の審査結果は、令和4年2月25日（金）（予定）に全ての参加希望業者に書面で通知する。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

ア 日時 令和4年3月24日（木）において、別途調整の上決定した時間

イ 場所 山陽小野田市役所

ウ 業者からの出席人数 3人以内

※ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、出席者を県内居住者に限る場合がある。その場合においては、県外居住者が行うプレゼンテーションについては、対面ではなく遠隔機能（ズームなど）を用いた形式で行うものとし、その費用については各社で負担すること。

エ 内容 提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーション

オ 時間配分 時間は準備5分、説明20分、質疑応答15分及び片付け5分を目安とする。

カ その他 プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加希望業者において用意すること。（プロジェクター、スクリーン及び電源は当協会において用意する。）遠隔機能の配信の場合はこの限りでない。

### (3) 選定方法

当協会が設置した山陽小野田観光協会ホームページリニューアル事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提出を受けた企画提案書等を参考にして、参加希望業者からプレゼンテーションを受けた後、業務提案の内容を審査基準に基づき、総合的に審査・評価する。最高得点者を本業務の受託候補者として選定する。ただし、提案者の総得点が、持



ち点の総合計の60点以上あることを条件とする。

また、この者が、地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項に規定する者に該当することとなった場合又は山陽小野田市建設工事等指名競争入札参加資格者に係る指名停止を受けることとなった場合は、次点の者を受託候補者として選定する。

#### (4) 審査基準

審査委員会は、企画提案書等の内容に重点を置き、次の審査基準に基づいて審査する。

評価項目	評価事項	配点
業務受託実績	・国、地方公共団体、民間での同種又は類似業務について受託実績は十分であるか。	15
業務実施体制	・適切な業務実施体制が構築されているか。	5
企画提案内容	・業務実施に係るスケジュールは適切か。 ・新サイトは、本市に対して興味や関心、親しみを持ってもらうトップページ等のデザインやコンテンツ、機能が充実した提案となっているか。 ・新サイトは、あらゆる世代に分かりやすく、使いやすいものであるか。 ・新サイトは、SNSとの情報連携が強化されているか。 ・新サイトは、柔軟性に優れ、安定性のシステムであるか。 ・新サイトは、運用後の保守サポートが十分であり、セキュリティ対策が適切に行われているか。 ・新サイトは、職員等が使いやすいものであるか。 ・本市への誘客促進を目的とした独自の提案は、有益なものであるか。工夫やアイデアを	75

	活かした提案となっているか。 ・プレゼンテーションの説明が明確なものとなっているか。また、熱意が感じられるか。	
見積価格	・価格面での優位性	5
合計		100

#### (5) 失格事項

次のいずれかに該当したときは、失格となる場合がある。

- ア 参加表明書等及び企画提案書等の提出期間、提出部数及び提出方法に適合していない場合
- イ 本要領に規定する参加表明書等及び企画提案書等の記載要領及び留意事項として示された条件に適合していない場合
- ウ 提出書類の内容に虚偽の記載をした場合
- エ 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 参加表明書等及び企画提案書等に記載すべき事項以外の事項が記載されている場合
- カ プロポーザルに関してプロポーザル審査委員と接触を図った場合（ただし、当協会が指定した場合を除く。）
- キ プレゼンテーションに出席しなかった場合（指定された時間に遅れた場合を含む。）
- ク 審査の公平性を害する行為をした場合
- ケ 前各号に掲げるもののほか、本要領に違反していると認められる場合

## 1 2 審査結果の通知

二次審査（プレゼンテーション）の審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。

選定に至らなかった者は、その理由について次のとおり書面（様式任意）により審査委員長に対し説明を求めることができる。

- (1) 提出期限 業者決定通知後 7 日以内

(2) 提出場所 2(7)の担当部署

説明を求めた者に対しては、(1)の提出期限から10日後付けで、書面により回答する。

### 1.3 契約

- (1) 当協会と受託候補者とで事業内容の詳細な協議を行い、内部手続きの後、正式な受託者として決定したときは、契約を締結する。この場合において、当該契約の金額は、見積価格と同額とするとは限らない。
- (2) 契約の締結に当たっては、山陽小野田市財務規則第106条第6号の規定を準用し、契約保証金の納付を免除する。
- (3) 委託料は、業務完了後、当協会の検査を経て受託者の請求に基づき支払うものとする。

### 1.4 プロポーザル実施スケジュール

項目	日程
選定実施要領（※この書類）の配布	令和4年1月31日（月）
質問書の提出期限	令和4年2月7日（月）
質問書の回答日	令和4年2月10日（木）
参加表明書等の提出期限	令和4年2月16日（水）
一次審査（書類選考）結果報告 ※5者を超える参加表明書の提出があったとき	令和4年2月25日（金） （予定）
企画提案書等の提出期限	令和4年3月11日（金）
二次審査（プレゼンテーション）	令和4年3月24日（木）
受託候補者の選定、審査結果の通知、契約締結及び審査結果の公表	令和4年3月下旬

※提出期限日の締切時間は、いずれも午後5時までとする。

### 1.5 その他

- (1) 提出する書類等は、1参加希望業者につき1案とする。同一企業の本社、

支社等による重複の申込みは認めない。

(2) 参加表明書等及び企画提案書等の提出後の内容の変更若しくは追加又は再提出は認めない。

(3) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、参加希望業者の負担とする。

(4) 審査委員会は非公開とし、審査の結果は原則として公表する。

(5) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第6号）を送付する。

なお、審査結果については、一切の異議申し立てを認めない。

(6) 提出された書類等は、返却しない。

## 16 問合せ先

2(7)の担当部署